

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                    |
|-------|-------------------------|
| 8     | 横手市 個人住民税賦課関連事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横手市は、個人住民税賦課関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

秋田県横手市長

## 公表日

令和5年6月19日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 個人住民税賦課関連事務   |
| ②事務の概要                   | <p><b>【事務の概要】</b><br/>           地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」と称す。)を収集し、個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。<br/>           また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。</p> <p><b>【個人番号の利用】</b><br/>           上記法令及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。<br/>           ① 申告等情報(寄付金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。)の受理<br/>           ② 他自治体等から横手市への調査回答、横手市から他自治体等への税務調査実施<br/>           ③ 個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送<br/>           ④ 住民登録外の課税(以下「住登外課税」と称す。)に伴う他自治体への通知<br/>           ⑤ 個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知<br/>           ⑥ 住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理<br/>           ⑦ 他市課税であることが判明した場合の資料回送<br/>           ⑧ 賦課情報に基づく所得・課税証明書発行</p> |
| ③システムの名称                 | 1. 住民税課税支援システム<br>2. 住民税システム<br>3. 収納消込／滞納管理システム<br>4. 団体内統合宛名システム<br>5. 中間サーバー   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
|                          | 1. 住民税基本台帳ファイル<br>2. 住民税収滞納ファイル   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<br>・番号法第9条第1項 別表第一 第16項<br>・番号法第9条第3項<br>・番号法第19条第8号<br>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)<br>・別表第一省令 第16条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <div style="text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;<br/>             1) 実施する<br/>             2) 実施しない<br/>             3) 未定           </div>  |
| ②法令上の根拠                  | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br><p><b>【情報提供の根拠】</b><br/>           : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119項)</p> <p><b>【情報照会の根拠】</b><br/>           : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項)</p>   |

| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
|--------------------------|---|
| ①部署                      | 財務部 税務課   |
| ②所属長の役職名                 | 課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 郵便番号013-8601<br>横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係<br>住所: 秋田県横手市中央町8番2号<br>電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061<br>E-mail: somu@city.yokote.lg.jp   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 郵便番号013-8601<br>横手市役所 財務部 税務課 市民税係<br>住所: 秋田県横手市中央町8番2号<br>電話: 0182-32-2510 ファクス: 0182-32-2611<br>E-mail: shiminzei@city.yokote.lg.jp |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年6月1日 時点     |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年6月1日 時点     |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                      |                                |  |
|--|--------------------------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |                                | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                     |                                |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |                                |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                    | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か            | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                              |                                |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない |                                |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]                            | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)            |                                |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                      | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |                                |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |                                |  |
| 実施の有無  | [ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |                                |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]                   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目                                      | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                                 |
|-----------|---|---|--|------|---|
| 平成28年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長           | 税務課長 藤井 靖己  | 税務課長 押切 進  | 事後   | 平成28年4月1日付人事異動                            |
| 平成30年6月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>【情報提供の根拠】<br>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(第1,2,3,4,6,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項)<br>【情報照会の根拠】<br>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項) | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>【情報提供の根拠】<br>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119項)<br>【情報照会の根拠】<br>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項) | 事後   | 評価書の見直しによる、記載内容の修正                        |
| 平成30年6月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名       | 税務課長 押切 進   | 課長   | 事後   | 特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更 |
| 平成30年6月1日 | II-1. 対象人数及びII-2. 取扱者数<br>いつの時点の計数か     | 平成27年7月31日時点  | 平成30年6月1日時点  | 事後   | 評価書の見直しによる、記載内容の修正                        |
| 令和1年6月26日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署                | 市民生活部 税務課   | 財務部 税務課  | 事後   | 平成31年4月1日付組織再編                            |
| 令和1年6月26日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先       | 郵便番号013-8601<br>横手市役所 総務部 総務課 文書法規係<br>住所:秋田県横手市中央町8番2号<br>電話:0182-35-2161 ファクス:0182-33-6061<br>E-mail:somu@city.yokote.lg.jp   | 郵便番号013-8601<br>横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係<br>住所:秋田県横手市中央町8番2号<br>電話:0182-35-2161 ファクス:0182-33-6061<br>E-mail:somu@city.yokote.lg.jp  | 事後   | 平成31年4月1日付組織再編                            |
| 令和1年6月26日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先     | 郵便番号013-8601<br>横手市役所 市民生活部 税務課 市民税係<br>住所:秋田県横手市中央町8番2号<br>電話:0182-32-2510 ファクス:0182-32-2611<br>E-mail:shiminzei@city.yokote.lg.jp   | 郵便番号013-8601<br>横手市役所 財務部 税務課 市民税係<br>住所:秋田県横手市中央町8番2号<br>電話:0182-32-2510 ファクス:0182-32-2611<br>E-mail:shiminzei@city.yokote.lg.jp  | 事後   | 平成31年4月1日付組織再編                            |
| 令和1年6月26日 | II-1. 対象人数及びII-2. 取扱者数<br>いつの時点の計数か     | 平成30年6月1日時点   | 令和1年6月12日時点  | 事後   | 評価書の見直しによる、記載内容の修正                        |
| 令和1年6月26日 | IV リスク対策                                | -   | 新規追加   | 事後   | 基礎項目評価書の記載事項に係る改正に伴い、新規追加                 |
| 令和2年6月17日 | II-1. 対象人数及びII-2. 取扱者数<br>いつの時点の計数か     | 令和1年6月12日時点   | 令和2年5月29日時点  | 事前   | 評価実施後5年を経過する前の再評価を実施                      |
| 令和3年6月17日 | II-1. 対象人数及びII-2. 取扱者数<br>いつの時点の計数か     | 令和2年5月29日時点   | 令和3年6月1日時点   | 事前   | 評価実施後5年を経過する前の再評価を実施                      |
| 令和3年6月10日 | I-4-②法令上の根拠                             | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二   | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  | 事前   | 令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更                     |
| 令和4年6月14日 | II-1. 対象人数及びII-2. 取扱者数<br>いつの時点の計数か     | 令和3年6月1日時点  | 令和4年6月6日時点   | 事前   | 評価実施後5年を経過する前の再評価を実施                      |
| 令和5年6月19日 | II-1. 対象人数及びII-2. 取扱者数<br>いつの時点の計数か     | 令和4年6月6日時点  | 令和5年6月1日時点   | 事前   | 評価実施後5年を経過する前の再評価を実施                      |